

「令和 8 年度安全操業自助対応力強化事業委託業務」企画提案募集における質問及び回答

令和 8 年 7 月 3 1 日

No.	項目等	質問内容	回答
1	5 委託業務 内容 ※留意事項	実施スケジュールは、漁船の漁船検認スケジュールに合わせると記載がございますが、現時点での詳細な検認スケジュールが確定しておりましたら公開して頂く事は可能でしょうか。	令和 8 年度の漁船検認スケジュールは別紙のとおりです。この予定は現時点のものであり、変更される可能性があります。 変更にあたっては、受託者と調整を行います。
2	5 (1)①イ 習得熟度確認 2 委託期間	習得熟度確認は講習会（整備実技）実施の「3 か月～8 か月後」に行うこととされていますが、委託期間は契約締結（令和 8 年 9 月上旬予定）から令和 9 年 3 月 19 日までとなっておりま。講習会の開催時期によっては、習得熟度確認の実施時期が委託期間内に到来しない場合が想定されますが、その場合の取扱い（当年度委託業務の範囲に含まれるか否か、企画提案・積算への計上の可否を含む）についてご教示ください。	習得熟度確認は、令和 9 年 3 月 19 日までに完了するようお願いいたします。 ただし、講習会の日程変更等があり、委託期間内に習得熟度確認を実施することができなかった場合は、基本的に実施した習得熟度確認に要した経費についてお支払いいたします。
3	5 委託業務 内容 イ 習得熟度確認	習得熟度の確認には、消耗品を交換するような実技的要素を取り入れることと記載がございますが、「消耗品等」は受益者負担の認識でよろしいでしょうか？	習得熟度確認で使用する消耗品につきましては、受託事業者の負担で準備いただくことといたします。なお、対象となる消耗品はオイルフィルタ、フュエルフィルタ等の漁船整備に必要な一般的な交換部品を想定しており、これらの費用は当該事業の委託経費

			として企画提案・積算に計上いただきますようお願いいたします。
4	8 再委託に関する取扱い 7 委託料の積算方法	「契約金額の 50%を超える業務の再委託の禁止」および一般管理費の算定式（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10%以内における「再委託費」の範囲について確認させてください。 本委託業務では、受託者の責任・管理のもとで直接企画・運営する業務に伴い、(ア)講習会等の講師（整備事業者代表等）に支払う謝金・手当、(イ)講習会および動画撮影等で使用するデモエンジン・トラック等の借上料、といった経費の発生が見込まれます。これらの経費について、「第三者への再委託費」として整理すべきか、直接経費（諸謝金、使用料及び賃借料等）として整理すべきか、費目ごとの県の考え方をご教示ください。	本事業における「再委託費」とは、受託者が実施すべき業務の一部を再度第三者に委託契約を締結して実施させる場合の委託料をさすものといたします。具体的には、動画制作やホームページ作成等、受託者が直接実施できない専門分野の業務を第三者に外注する場合の経費が該当いたします。 一方、(ア)講習会等の講師に対する謝金・手当および(イ)講習会・動画撮影等で使用するデモエンジン・トラック等の借上料につきましては、受託者の責任・管理のもとで直接企画・運営する業務に必要な経費であり、再委託費ではなく直接経費（諸謝金、使用料及び賃借料等）として計上いただきますようお願いいたします。これらの経費は、一般管理費の算定式における「再委託費」には含まれません。
5	9 著作権 5 (1)⑥イ 委託業務報告書 (契約書案第 16 条・第 18 条)	動画作成に係る成果物として県に著作権・所有権が移転し、事業完了時に引き渡す対象の範囲について確認させてください。 編集完了後の完成版動画ファイル（MP4 形式等）に加え、編集前の未編集撮影データ（生データ）や編集用プロジ	動画作成に係る成果物として県に著作権・所有権が移転する対象につきましては、以下のとおりといたします。 【引き渡し対象に含まれるもの】 ・編集完了後の完成版動画ファイル（MP4 形式等） ・編集前の未編集撮影データ

		エクトファイル等もすべて引渡し・移転の対象に含まれるという認識でよいかご教示ください。 なお、生データ等が引渡し対象に含まれる場合、データ容量が大きくなることが見込まれるため、電子ファイルの提出媒体について、仕様書に定める USB メモリに代えて、大容量記録媒体等による納品の可否も、あわせてご教示ください。	(生データ) ・編集用プロジェクトファイル等の編集素材 【納品媒体について】 データ容量が著しく大きくなることが見込まれる場合は、仕様書に定める USB メモリに代えて、外部ハードディスクや大容量記録媒体による納品を認めるものいたします。この場合、事前に受託者と県が協議のうえ、データ形式、容量、納品方法等について合意した上で対応いただきますようお願いいたします。 【引き渡し対象から除外される場合】 ただし、著作権処理上の問題がある場合や、県での使用・保管が技術的に困難なデータについては、引き渡し対象から除外する場合があります。この場合、事業完了前に県と受託者が協議のうえ、対象外とする理由を明記した協議録を作成いただきますようお願いいたします。
6	4. 応募方法等 (3) 提出書類	提出書類について、コ 法人税等の滞納がないことを示す書類（直近 2 年間）と記載ありますが、法人税以外の必要な納税証明書についてご教示ください。	法人税等の滞納がないことを示す書類として、以下の納税証明書をご提出ください。 ・法人税の納税証明書（国税）：直近 2 年間分 ・県税の納税証明書：直近 2 年間分 ・市町村税の納税証明書（事業所所在地）：直近 2 年間分 なお、各証明書は発行日から 3 ヶ月以内のものをご提出いただき、滞納がないことが明記されたものに限りします。

			法人設立後 2 年未満の場合は、設立から現在までの期間における納税証明書をご提出ください。
7	(契約書案第 18 条第 2 項) 6 委託業務の経理	委託業務に従事した者の出勤簿・従事実績を証明する帳簿等について、県が指定する特定の様式（手書き・押印等を要する書類）はございますでしょうか。あるいは、受託者が通常社内で運用している勤怠管理システムのログデータや作業工数報告書（電子データ）の写しを提出することで代替可能でしょうか。	委託業務に従事した者の出勤簿・従事実績を証明する帳簿等につきましては、県が指定する特定の様式はございません。受託者が通常社内で運用している勤怠管理システムのログデータ、作業工数報告書、タイムカード等、従事実績を客観的に証明できる書類であれば提出いただいて差し支えございません。 電子データの提出を希望される場合は、事前に県と協議のうえ、ファイル形式やデータ送付方法等について合意いただきますようお願いいたします。
8	4 委託料の支払い (契約書案第 8 条)	概算払い（契約時：契約金額の 3 割以内、中間報告時：8 割以内）について、本委託業務では機材の借上等の先行支出が見込まれます。概算払いの適用が認められる「必要性が認められる場合」の考え方と、中間報告の実施時期の目安についてご教示ください。	概算払いの適用につきましては、以下のとおりいたします。 【契約時の概算払い（契約金額の 3 割以内）】 機材の借上等の先行支出が見込まれる場合は、「必要性が認められる場合」として、概算払いの対象といたします。請求の際は、様式第 6 号の提出のみで差し支えございません。 【中間報告時の概算払い（累計で 8 割以内）】 中間報告時の支払いにおいては、事業の進捗状況を示す実績報告書、実施報告書、領

			収書等の実績を証明する書類の提出が必要となります。中間報告の実施時期の目安は、事業開始から 3～4 ヶ月経過時点または全体事業進捗率が 50%程度に達した時点とするものといたします。 なお、契約時の請求金額と中間報告時の請求金額の合計が、委託金額の 8 割を超えないようご注意ください。 【最終支払い（残額）】 事業完了後、実績報告書等により全ての事業成果が確認された後に、残額をお支払いさせていただきます。
--	--	--	--

月	時期	漁協
8月		
9月	中旬	佐敷中城漁協
	下旬	金武漁協
10月	上旬	沖縄市漁協
	中旬	国頭漁協
	下旬	知念漁協
11月	上旬	与那原西原町漁協
	中旬	羽地漁協
	下旬	今帰仁漁協
12月	上旬	恩納村漁協
	中旬	名護漁協
1月	中旬	今帰仁漁協
	下旬	与那城町漁協
2月	中旬	那覇地区漁協
	下旬	浦添宜野湾漁協